

Title	關流數學の免許段階の制定と變遷に就いて：長澤規矩也氏に答ふ
Sub Title	
Author	三上, 義夫(Mikami, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.2 (1932. 7) ,p.135(281)- 146(292)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320700-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

關流數學の免許段階の制定と變遷に就いて

—長澤規矩也氏に答ふ—

三 上 義 夫

私は嚮きに「關流數學の免許段階の制定と變遷」とを論じ、本誌上で發表した。此研究には随分苦心をも積んだ、充分に眞摯な態度を採つた積りである。然るに長澤規矩也氏は、矢張り本誌上に於て（昭和七年三月、第十一卷第一號）、此論文の一部分に對してはあるが、評言を試みられた。批評を惠まれた事は誠に光榮であり、又感謝する。若し其評言にして學的批判であり、實際に即したものであるならば、たとひ我所説は根本から覆されたにしても、難有く御受けする事に、私と雖も敢て吝なるものではないけれども、不幸にして長澤氏の言は、少しも學的批評であるとは思はれない。さうして實際の事情とは甚だしく隔たりのある事も言はれて居るのであり、頗る誤解を招く恐れがあるのは、遺憾でならない。長澤氏が如何なる目的を以て

斯の如きの言を敢てせられたかは、私の解し得ざる所である。私は事實を語つて御答へするのが、當然の義務だと感ずる。

長澤氏の評言は僅かに一頁に止まり、極めて簡單であるけれども、私に取つては實に容易ならざるものである。あの文章で見ると、私は全くの虚言をも敢てするものであり私の言ふ所は學究的態度を離れて、不當の言論を弄するものであるかのやうに思はれよう。私が斯の如き評言を受ける事は、私の不徳の致すところであるから、甘受するのが當然であらう。けれども斯の如き虚言者は、研究に何等の權威もない筈であり、私が折角苦心した研究の結果も、全く無批判的に不信用を招く事にもならざるを得ないであらう。私は學究としての生命を斷られたも同然である。私は

私自身の爲めではなく、斯道の爲めに黙して止む事が出来ない。

今、念の爲めに私の免狀制定に關する論旨を要約すれば、關流の數學には見、隱、伏、別傳、印可の五段階があり、故遠藤利貞翁の「大日本數學史」(明治二十九年刊)以來、其中の前三者は關孝和の時に成立し、後二者は孫弟子松永良弼の制定であらうとされて居る。けれども其制定若くは成立に就て何も舊記は見當らない。恐らく遠藤若くは周圍の人達の推定であらう。然るに古い免狀類など探索して比較研究するときは、關孝和の時代には二段階であつたらしく、五段階は松永良弼の門人山路主住の時からのもと思はれ、此時以後にも記載形式には異動がある。斯くして内田五觀の授與した別傳免狀となり、川北朝隣の「關流宗統之修業免狀」となる。此和算末期の文獻を基礎として制定當時の事情を推定したのが「大日本數學史」の所説であらう。故に其所説の如きは、此書の一出版以來殆んど定説の如くなつて居るけれども、實は根據のあるものではない。私の研究の結果は大體に於て斯の如きものであるが、斯くして「關流宗統之修業免狀」が、推定の基礎を誤るものとなつたとすれば、其所載の出所も亦之を確かめなければ

ならぬ。之に就ては私は兼て岡本則錄翁から聞いて居る事もあるし、此事をも一つの典據ともしたのである。併しながら私が單に岡本翁からの傳聞だけを典據としたものではない事は、私の所説を讀んだ人には、直ちに了解し得られるであらう事を信ずる。

岡本則錄翁は和算界の故老であつて、私の親炙した人である。私は翁から種々の談話を聞いた事も少なくない。私は時には其談話を典據として使用する。和算界の故老の經驗談が、和算史の史料として價値あるものであらう事は、恐らく何人も否むものはあるまい。私が翁の談話を史料として典據に採るのは、勿論當然である。別して岡本翁は記述されたものが極めて稀であるし、又其談話に信用すべきものが多いのであつて、翁の談話が典據とさるべき事は、其可能性に富む。

けれども長澤氏が、「三上氏は何でも大抵岡本氏の言にもつて行かれる」と言つて居るのは、私は之を了解し得ない。私は其れほどまでに岡本氏の言を典據としたと云ふ自覺はない。長澤氏は果して私が岡本氏の言を何れだけ典據として居るかを知つて言はれたのであらうか、若くは知らずに言はれたのであらうか、其れも私の知る所ではない。而も

思ふに、此れは恐らく何等の根據もない推測であらう。

長澤氏は私と岡本翁との關係に就いて語られて居る。其事の一部分は如何にも事實である。誠に悲しい事實である。私は此事を公に記載しようなどとは嘗て思はない事であり、今も之を筆にする事を深く遺憾とするのであるが、併しながら長澤氏があゝ云ふ事を公表された上は、事情を明らかにする爲めに止むを得ないのである。

長澤氏の意見で見ると、三上は岡本翁が烟草好きなのを嫌て、病氣と稱して會はない程の間柄であつた。併し現に東洋史談話會へは出席して居る。病氣と云ふのは虚言であらう。斯の如き間柄にある岡本翁の談話を援引するのは、可笑しい。従て此根據の上に長澤氏の祖父長澤龜之助並に林鶴一兩氏の印可免狀の事を彼此れ言ふのは、正論ではなくして、含む所があつて言ふのに過ぎず、採るに足らない。長澤氏は斯の如き意味を表明したもののやうに思はれる。

長澤氏の考へが果して斯の如きものであるならば、其れは全く間違つて居る。私は大正八年、特に大正十年から昭和二三年の頃まで、甚だしく健康を害して居た。幾夜も續く不眠に苦しめられ、睡られないと、意志に反して妄想から妄想を生じ、限りなく疲勞する。私が多年の研究を取纏

むべくして取纏め得ないで居たのも、畢竟此の不健康の爲めであつた。併しながら病床に臥したきりで動けないと云ふ如き性質の大病人ではない。氣分の好い時には公務にも執筆した。研究をも續けた。長澤氏の言はれる通り東洋史談話會へも出席した。他の二三の會へも努めて出席した。私は一般の史學に造詣がないし、書物など讀む事は六ケしいので、最上の練磨である事を心懸けて、其頃の不健康な私としては甚だ多くの犠牲を供しつゝ努めて諸先輩の有益な講演を聽講し、研究法の修養に資したのである。其事に就いては長澤龜之助翁を訪問したとき、及び翁が私を訪問された時など屢々語つた事があり、翁は充分に事情を了解されて居たのであるから、今にして長澤氏が此事に就いて翁が怪訝に思はれて居たと言はれる事を、私こそ甚だ奇異に思ふ。

其頃に私の最も困つたのは、來客の同情のない事であつた。自ら人を訪問した時や、會などへ行つた時とは違つて、甚だしく拘束されるので、著しく健康にさはる。非常に疲勞する。従つて不本意ながらも力めて來客を避けなければならなかつた。私が困らされたのは、獨り岡本翁にだけではないなかつた。翁も亦其中の一人であつたのである。翁は學

士院の書物を見たいと言ふて極めて屢々來訪されるし、書物を見ては一々内容の事など反復談話されるので、私は其煩はしさに堪へず、書物は幾らでも御貸しするから、持つて歸つて見て戴きたいと御願ひしたのであるが、見に來たいのだと言つて更に御聽入れなく、私は健康の爲めに御相手が出來ない事を殆んど毎度のやうに告げても、一向に御構ひがないのであるから、其爲めに私の健康は著しく冒され、遂に全く御會ひする事が出來なくなつたのである。翁が格別の烟草好きであるのも事實であり、私が其爲めに困らされたのも亦事實であるが、私は單に其れだけが嫌だと言ふくらしいの單純な事ではなかつた。岡本翁は書物を見に來たいと言ひながらも、實際は書物は幾らも見ないで、談話ばかりして居られるし、私が居なければ本も見ないで歸り却つて私の私宅へ來訪されると云ふ有様であつて、翁の主目的が書見にあつたとは、私は遂に信ずる事が出來ないのである。今、一々事情を細敘する事が出來ない爲めに、再び誤解を招く恐れがあるかを憂慮するけれども、今姑く之を省く。

私が岡本翁に御會ひする事が出來なくなつたのは、全く健康上の爲めであつて、他に理由はない。私に取つても苦

痛な事であつた。故に私の健康が稍々回復してからは再び御會ひしたし、其以後は前と同じに甚だ親しくした。

私と岡本翁との關係は斯の如きものである。たとひ一時は交通を中絶した事もあり、又あれまでに事情を了解して呉れられない事を深く恨みもした。けれども私は翁から和算界の多くの事を聞いて居る。さうして翁の談話は事實に間違ひが少ない事をも知つて居る。此故に關流印可の免狀に就て、翁が語られた事、それも屢々繰返して語られたのであるが、其事を私は事實であると信じて疑ふ事が出來ない。私が之を援引したのは、之れが爲めである。私が岡本翁の談話を信用して引用するのは當然であつて、少しも不都合でもないし、可笑しい事もないのであるが、私が健康上の理由に依つて翁と御會ひする事が出來ないと云ふ事情があつた爲めに、翁の談話を引用する事に遠慮しなければならぬとか、若くは全く引用してはならないと云ふ理由が有らうとも思はれない。私は爾く確信する。然るにも拘らず、長澤規矩也氏は私と岡本翁との一時の面白からざる關係を理由として、彼此れ言はれると云ふのは、私は全く其眞意を了解するに苦しむのである。

之に就て私は尙一層了解に苦しむものがある。私と岡本

氏との事に就て長澤龜之助翁は調停の勞を執りたいと申出でられた事もあり、充分に事情を了解されて、深く同情を寄せられたのであり、同情を寄せた手紙をも戴いて居る。然るに翁の孫である長澤規矩也氏が其事情を正しく解して居ないのが不思議である。尤も龜之助氏夫人の談に翁は家庭では餘り物事を話さぬので、何も判らないのだと言ふ事であつたから、規矩也氏も充分に事情を聞いて居なかつたものとも思はれる。若し然らば、規矩也氏は充分に事情を知らないのに拘らず、敢て之を述べたものと考へられる。私は誠に苦々しく感ずる。若し知つての事ならば、正しく書かなければならない、若し能く知らないのであれば、書いてはならない。此種の事は必ず心して置くべきである。

川北朝隣が内田五觀から別傳免狀を受けたのは事實である。さうして川北翁が林鶴一及び長澤龜之助の兩氏へ印可を授けたのも亦事實である。私は之を否定しようとはせぬ。けれども私が疑問とするのは、川北翁が果して印可の免狀を受けて居たらうかと云ふ點である。川北翁は自ら受けたと云ふ免狀の寫しをも記して居るが、岡本翁が内田五觀病歿の時の事を語られたものが之に反するのであり、私は岡本翁の談話の方が一層信すべきであると見たのである。

關流數學の免許階段の制定と變遷に就いて (三上)

川北翁も亦私の親しく交つた先輩であり、此人とは初めから終りまで何等の事故も生じないのであつた。又川北翁は極めて親切であり、人の世話など好んでする人で、情誼に厚かつたのである。けれども私は此兩翁の中に於て岡本翁の方がより信用すべきであるように思ふ。之に就ては川北翁が如何なる人物であつたかを一瞥して見なければならぬ。川北翁自らは私へも旗下だと語られて居た。私も一時は爾く信じて居た。翁が嘗て上野清翁を訪はれたとき、矢張り旗下だと言はれ、市ヶ谷に住んだと言はれるので、上野翁は旗下の屋敷など記入された地圖を披いて、市ヶ谷邊に川北と云ふ屋敷がないが何うしたのだらうと尋ねたが、何とも答へられなかつた事があるとは、私は上野翁から聞いて居る。

事實に於て川北翁は旗下ではなく、旗下中根家の内侍であり、中根氏の邸が市ヶ谷にあつたのである。

維新後に至り川北翁の戸籍は平民になるのであるが、初めに萩原と云ふ家の株を買ひ、何かの事情で破談になつたが、後に復大澤知勝と云ふ人の株を買ひ、同人二男と云ふ事にして士族の族籍を得たのである。

静岡の學校へ入る爲めに、年齢が過ぎて居るから幾年か

(三六)

一三九

年少と云ふ事にして入學したが、此の時の届出の年齢が戸籍にも載る事になり、後に翁が起草された自筆履歴書には其年齢を何年何ヶ月改何年何ヶ月と書いてある。

明治二十何年かの頃の事であらうが、翁が某雜誌に執筆されたものに就き、他の人の書いたものを取つたのだとか取らないのだとか云ふ議論が起きて、誤つたところも同じになつて居るから云々と云はれて閉口した事があつたとは、故人見忠次郎氏から聞いて居る。人見氏も甚だ信用すべき人物であつた。

關孝和の生誕に就ては誠に決定し難きものがあるが、川北翁が明治二十三年二月に伊藤篤吉氏の手を経て佛蘭西人ベルタンへ書いて與へられた「本朝數學家小傳」中には、關孝和は江戸小石川に生ると見える。明治四十年に關孝和二百年祭の時の式辭には、寛永十四年上野國藤岡に生ると記した。其出典は關孝和の實家内山氏の系圖か何かにあつたのだと言はれるのであるが、現存の諸系圖には見えななし、却つて不明とさへ書いたのがある。さうして關孝和が寛永十九年三月藤岡に生れたと云ふ普通の流布説は、明治二十五年十一月の雜誌「數學報知」に出典を擧げずに「山口九一山人」と云ふ名で出たのが、私が知る限りの初見で

あるが、川北翁は大正五年に私と「伊能忠敬」の著者大谷亮吉氏とに對し、此説はニウトンと同年の生れと見て自分が作つたのだと語られた事がある。翁は斯く關孝和の生誕に就て少くも三様に説いたが、何れも出典が不明であり、眞偽も亦頗る怪しい。

此等の事から考へて見ると、川北翁は必ずしも實の伴はない事をも時には構成されたやうであり、關流印可の免狀に就ても私が前に論じたやうの事があつたとして、寧ろ事實らしく思はれるのである。此れも私の論旨を援くべき一傍證とするに足るであらうと思ふ。

印可以外に町見術免許の事も私は前に記したのであるが、此方にも疑ひがあるのであり、町見術即ち測量術の傳承など考へて見ても、益々其疑ひを高める計りであるやうに思ふ。此れは何れ町見術の來歴の論中に説き及ぶであらう。町見術免許に疑ふべきものがあるのは、引いては印可の疑ひを強める事となる。

それから川北翁の著述であるが、其の中に「圓内容八圓術」と云ふ一稿本がある。又他に岩田好算編の同表題の寫本があり、兩者共に同一事項を説く。さうして川北翁の著述中には其一部分に岩田の解法とは別の解法を取る事を云

つてあり、其部分は全く其通りになつて居るが、他の部分は岩田の著書と同趣意の算法を多少計算し改めたと云ふに過ぎない。

高久守靜の「極數大成術」に就き、川北朝隣訂と署した稿本があるが、高久氏自筆本で、川北訂と記してない本と比較して、誤寫と思はれるものゝ外には、全く一字一句の異同もない。

「數理起源」百餘卷は川北翁の著述中で最も大切なものであるが、諸先輩の解義類を得るに従つて、多少字句を修正し、或は算式文章を改めなどして収録したと云ふのみに止まる。

「淺致算法餘論」に於ては、平野喜房の淺致算法の附録に見えたる問題に關して、正邪の議論ある事を記して居るが、川北翁自身の判断はしてない。従つて正しいとする方に贊したのか、邪とする方を採るのかも判然せぬのである。

甚だしきに至つては、圓壘と圓錐の斜截面が別種の曲線なりとさへ説いた事がある。和算書中に此見解の誤りである事を記したものは幾らもある。

詳かに此種の事項を列挙するときは、冗長に流れるので

關流數學の免許段階の制定と變遷に就いて(三上)

今は之を省くけれども、要するに、川北朝隣の和算に關する學識は決して高いものではなく、獨創能力ある和算家であつたと認むべき理由は見出されないのである。和算の解義類を集めて編纂するのが、此人の最も大きい事業であり、其れだけで終始したと言つても宜い。

此外に和算家の傳記に關する研究などもあるが、此れも其識見を見るべき料とはならない。

明治十年代の頃に長澤龜之助と或る問題で論争した事のある緣故で、長澤が上京して尋ねて來たのを自宅に寄宿せしめ、後に西洋數學書の翻譯に當らす事になつたのだと云ふ事であるが、此點の如きも川北翁が人の世話を能くする人であつた事の一例である。初め川北は上野清と共同して此の翻譯事業を起す事にしたが、或る事情で衝突し上野に代つて長澤が事に當る事になつたのである。其時の諸算書は凡て川北朝隣閣となつて居り、長澤の譯したものを川北が自筆で寫したものが現存する。川北翁が多くの勞力を掛けて此種の事にも當られたと云ふ事情は、此れからでも想ひ見られる。要するに川北は親切で世話をすると、友情に厚いので、諸算家の間に重きを成したのであり、學力識見の優れた學者ではないのである。

(二七)

一四一

私は斯の如く見るが、川北翁に獨創能力の優れた述作のあつた事が示めされ、私の見解を破らるる事もあらば、私は最も嬉しいのである。川北翁の爲めに誇るべき美しい業績を舉示し得ない事は、私の深い悲しみである。

私が見る所の和算史上に於ける川北朝鄰の地位は此の如きものであるが、若し此見解に誤りなしとするならば、川北朝鄰が印可の免狀を授與さるるに適當な業績の人であつたと認める事も出来ない筈である。私は爾く確信する。

私が前の論文中にも記した通り、岡本翁は昭和五年の末に、内田五觀が自分も川北も印可を受ける學力があると認めたのではないと言はれたのであるが、私は岡本氏とは別に川北朝鄰の業績の評価からして、岡本翁の此の談話が虚ならざるべき事を思ふのである。

此種の見解からしても、内田五觀が川北朝鄰へ正統な意味で印可を授けた事はなかつたであらうと見たい。

又「關流宗統之修業免狀」の書名に見る如く、川北は印可免狀に關連して宗統と云ふ名稱を使用して居るが、別傳を得たものを宗統と稱し、印可を受けたものが正統と云はれるのが例であつたらしく、川北翁も後には正統と云ふ事をも言つて居るから、茲に宗統と正統とが混同されて居る

のも、怪しく思はれる。

此等の事情を思ふとき、長澤規矩也氏の評言に依つて、私の所説は少しも動搖する事を感じないのである。

初め川北朝鄰の傳記に就ては、私は翁の生前に一通り書き綴つて貰ひたい事を翁自身に依頼して置いたのであるが、翁の歿した時、長澤翁が其草稿を遺族から受取られ、遺族の依頼に依つて傳記を起草される積りであつたが、岡本翁の牛込横寺町の寓居で私と長澤翁と三人で會見したとき、長澤翁は川北の事は別に書くべき事もないから、此種の事は寧ろ私に託したいと云ふ事であり、それから遺族からも頼まれて、私が執筆する事になつた。別に書く事がなると云ふのは、勿論、業績の擧ぐべきものがないと云ふ意味に、私は解する。然るに私が最も健康を害したのが此頃からの事であり、長く其約束を果す事が出来なかつたが、後に督促されて書き送つた。誠に苦しい事であるけれども、印可免狀の事では窮せざるを得なかつた。併し如何に親しい先輩の事とはいへ、自ら信ぜざる事を曲げて筆述する如き事は出来ないもので、岡本翁から聞いて居るやうな事を書いたのである。岡本氏の談話に依つて、内田五觀が生前に川北、岡本兩氏へ印可を授けると言つて居たと云ふから、

内田の意味は兎も角もとして、内田の遺命で授けられたと見られぬ事もあるまい。けれども斯く見る爲めには「關流宗統之修業免狀」の記載に窮する。遺族からは此點が何うにかならないかとの事で、誠に困つた。之に就ては林鶴一氏へ、川北翁が内田から印可を受けたと云ふ確證があるなら知らせて貰ひたい事を、念の爲めに問合せても見たが、自分の方にはないから、私の方で取調べて貰ひたいと云ふ返事であつた。又昭和二年の春、長澤翁が和算史編纂の相談の爲めに來訪された時の談に、あの問題は何うにかならぬかと言はれたが、私は證據さへあれば如何様にもするが岡本翁の談話を打破るだけの證據がないので如何ともし難いのが残念だと御答へした。

序に言つて置くが、長澤翁の此時の談話に、教科書だけではいけないから、何か研究を遺して置いて貰ひたいと、孫が言ふから、豫て和算を調べて見たいと思つて居たのもあり、今度彌々着手する事にしたい。就いては和算史研究家には參加して貰つて共同でやりたい。出資の依頼もしてあるし、今少し話しが進行したら會議をして決定したい。私へも參加して呉れよと云ふ事であつた。私は某書肆から依頼を受けて居る事など話したが、其書肆はひどい事

關流數學の免許段階の制定と變遷に就いて(三上)

をするからと云ふ話であり、又他で發表して貰つては困ると云ふ話しであつた。一通り研究の出來て居る私としては、實は甚だ不利益な條件であり、私は參加しても利益の無いのは明白である。それに長澤翁は教科書作者としての功勞者であるのは言ふまでもなく、又數學書の横書を創始した功績も之を認めるけれども、和算史に就ての見識は私は一切知らないものであり、此れから研究を始めるとして如何なる結果が得られるかは、勿論、未知の問題である。此點にも私は不安なき事を得ない。長澤氏は嘗て和算と云ふ名稱が面白くない、本朝數學と呼ぶ事にしたいと稱し、私へも贊成を求められた事があるが、私は敬服し得ざるを以て、學士院では和算史調査と言つて居りますと、答へて置いた事がある。此れなどは價值ある主張ではない。それに遠藤翁の「増修日本數學史」の出版に際し、關係者の合議をするので、私は随分困らされた經驗もあるし、(此時、長澤翁には關係はなかつた)私は局外に居つて批評に依つて援助する方が適當であらうと考へ、又他に關係して居る事もあるし、參加の事は體好く御斷りしなければならなかつたのを、誠に残念に思ふ。勿論、翁が半年後に他界されるとは思はなかつたけれども、最早七十歳に近い人でもあり

(三六)

一四三

又腦溢血を病つた事のある人であるから、事業完成までの存命を希望する事は六ヶしいやうに思はれたし、萬一の場合には研究進行上に困る事にならないとも限らないから、さう云ふ事も考へると、私は何うしても参加する氣にはなれなかつたのである。翁から相談を受けた好意は今でも感謝して居るが、御斷りして置いた事も亦止むを得なかつたと信ずる。

其後半ケ年にして長澤翁は病歿された。尋で令孫規矩也氏から翁の記念に關する文章を集めて出す事にするから、私へも書いて呉れと云ふ事であつた。私は一通りの見解を書いて送つた。其れに就て長澤氏からも尋ねられた事もあつたが、私は信じて居るやうに談話したのであつた。岡本翁も頼まれて何か書き送つたと語られたが、如何なる事を御書きになつたかは知らない。其等の文章は其儘になつて居るし、長澤氏からは何等の挨拶もないのである。

此の如き事情であるから、長澤氏が免狀に關する私の從來の経緯を知つて居るので、私へは何とも答へなかつたと言はれるけれども、若し然らば其れを知りつゝ又承認すべきでないと思つて、私へ記念文の起草を依頼されたのであつたらうか、此れも私には了解し難き事である。

長澤氏が「家父と同氏(即ち私)と一面識もなく」と言はれて居るのは、勿論事實である。私も同氏と面識ありと稱した事はない。

長澤龜之助翁の碑文は、如何にも立派に出来て居る。私は或る機會に推稱した事もあり、又雑誌「斯文」へ載せて適當であらうと考へたので、長澤氏へ話したところ、自分からは言へないと云ふ事であつたから、私から飯島忠夫博士へ話して、幸に取入れられ、同誌を飾る事になり、私も甚だ喜んだのであつた。私は此碑文には誇張なく、さうして故人の性格功業を躍如として居るのを喜ぶ。

初め碑文の作製に就き、岡本翁が何人から相談された事があり、其時の原稿は極めて粗雑なもので、これではないと言つて、岡本氏が私に示めされたのであつた。中学校の先生か何かの執筆のやうに、岡本翁は語られた。私は翁の孫が支那文學專攻の學士であり、師事された人には漢文に長じた先輩が幾らもあるから、さう云ふ人に書いて貰つたら何うかと話した事もある。併し岡本翁が此碑文に就て如何に其相談へ答へられたかは、私は聞いて居らぬ。後に建碑が終つて、碑文の印刷物などの贈與を受けたとき、岡本翁と談會々其事に及び、翁は斷つたから自分は贈

られて居らぬと御言ひになつたので、氣の毒な思ひをした事がある。

長澤翁の碑文並に傳記に於て、翁が印可の免状を受けた事が書いてないのは、長澤氏が特に私の意見に従つたのではないと言はれて居るから、其れは事實であらう。翁は和算家ではなく、一箇の著述家であるから、免状の事を言ふに及ばぬと云ふのが、長澤氏の意見である。菊池大麓先生が嘗て私へ語られた意見が全く是れと關連する。和算家でないものが和算の免状を受くべきではないと云ふのである。此見解に就ては贊意を表する事を私へ告げられた人が近頃幾らもある。此れは全く當然である。

要するに、私は岡本氏とは健康上の關係で暫く御會ひする事が出来なかつた事情もあるが、併し岡本氏の談話は信すべきであると思ふし、川北氏は時々いたづらをもされる風が見えるので、場合に依つては典據とし難い事もあるのを遺憾とする。さうして私が岡本氏の談話を典據としたものが、翁の歿後に至つて始めて試みたものでない事は、却つて長澤氏の評言からでも明示されよう。然るに私が翁の談話を典據とするのが何うして不當なのであらうか。私は上記の如き考證上の立場からして論じたのであるが、含む

關流數學の免許段階の制定と變遷に就いて(三上)

ところがある爲めとか、餘りに自己本位であるとか言はれる事も、全く了解が出来ない。長澤氏の文で見ると私は如何にも虚偽を敢てするものやうに見えよう。けれども、私は少しも虚偽など冒して居ない積りである。私には長澤氏の眞意が那邊にあるかを解する事が出来ないのである。

因みに言ふ。何時か長澤氏は私へ近頃支那では醫學史の研究が進み良いものが段々出ると語られたので、私は此等の事を全く知らないから、知りたいと、思ふが、如何なる人が如何なるものへ書いて居るのか、又何れにあるのか知らせて戴きたいし、日本醫史學會の人達へも紹介したいと御尋ねしたところ、御答へを得なかつた事を今に遺憾に思ふが、實際此の如き研究の發表されたものが有るのか無いのか、今も矢張り之を知りたい。知らさないのであれば、初めから話さない方が増しである。

又岡本翁作製の目錄に就き、分類などの基礎を過つたものであると、私が森銑三氏へ話したところ、私は如何なる様子になつて居るかの細目などは語つたのでもないから、此れだけで判断の出来る筈はないと思ふけれども、其席に居つた長澤氏は傍から口を出して、言下に其れは見方の違ひであらうと言はれるのであつた。其目錄又は分類に就い

(三二)

一四五

て見聞のないと思はれる長澤氏が如何なる根據に依つて判断されるものか、此れも私の了解し得ないところである。今回の評言の如きも、實際の事情など一切度外視されて居るのであり、全く科學的根據あるものとは、私の解し得ないところである。私は誠意ある批評に接する機會のある事を待つて居る。

免狀制度の事項に就て、當に引用すべきであつた二三の

史料で、私の見落したものもあるが、此等の事は何れ別の機會に記述添加する積りである。

私は此の解嘲の文を結ぶに臨み、私の前論文を精讀して長澤氏の評言と比較される事を切に望む。今日に於て此文を綴らなければならぬ程の不祥事が起きようとは、私の豫想しないところであつた事も、特に附加へて置く。

(昭和七年四月十一日識るす)